

○ 太田市外三町広域清掃組合個人情報 報の保護に関する法律施行条例

令和 5 年 3 月 2 7 日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 法の施行に関しては、太田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年太田市条例第 4 7 号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(太田市外三町広域清掃組合個人情報保護条例の廃止)

2 太田市外三町広域清掃組合個人情報保護条例（平成 1 7 年太田市外三町広域清掃組合条例第 4 号）は、廃止する。